

寄附金控除に係る申告特例申請書の記入

1

合和年日	千葉県 袖ヶ浦市長
住所 ※住民税が課税されている住所をご記入ください	フリガナ
氏名	
個人番号	
電話番号	生年月日 明大昭平令

*マイナンバー（個人番号）を必ずご記入ください

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載ください。あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

上記に記載した内容に ① 申告の特例の適用を受けるためには、 寄附金（同項第4号1項） を受けるためには、 ② 当団体に対する寄附に係る事項	特例申請事項変更届出書を提出してください。 各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用民税・道府県民税の申告書を提出してください。
寄附年月日	寄附金額
	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、下の欄の□にチェックを入れてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者であると見込まれる者をいいます。
 (1) 特例控除対象として書類を除く場合
 (2) 特例控除対象目的以外に、

内容をご確認の上③・④に
チェックを入れてください

3 ださい。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

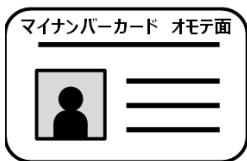
4 ださい。

オンライン申請をされる方へ

「自治体マイページ」+「マイナンバーカード」でワンストップ特例申請書の返送が不要。右のQRコードを読み取って寄附を登録しマイナンバーカードをスマホで読み取るだけで申請が完了します。

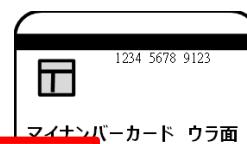


① のりしろ
オモテ面のコピー



通知カード

② のりしろ
ウラ面のコピー



通知カードの方は本人確認

必要書類を添付ください

つかとお読みください。

③ のりしろ
運転免許証など
顔写真付き本人確認資料のコピー



ウラ面に住所変更・氏名変更等
記載がある場合は、ウラ面のコピーを
必ず添付してください。

運転免許証など
顔写真付き本人確認資料のコピー

このスペースに貼れない確認資料については、貼り付けずに同封してください

*この書類は機械で読み取り処理をします。重ならないよう、剥がれないように貼り付けしてください。